

論文審査の結果の要旨

論文提出者 豊田真穂

豊田真穂氏提出の課程博士論文「アメリカ占領下の日本における女性労働改革—女性保護と男女平等をめぐる—」は、第二次世界大戦後の米国による日本占領下で実施された女性労働改革に焦点をあてた極めて実証性の高い論文であり、その分量は400字詰め原稿用紙に換算すると、本文で700枚、資料編も入れると、886枚に達する力作である。

なかでも、本論文が注目するのは、占領改革の結果、労働基準法の中に「同一労働同一賃金」の原則が明記されるなど、男女平等を促進する改革が実施される一方で、深夜業の禁止など女性保護の条項も挿入された。その結果、1998年に労働基準法が改正され、深夜業禁止の条項が除去されるまで、女性が鉄道の運転手などに就労することはできない状態が続いてきたという矛盾である。

そこで、本論文は、なぜ占領下の女性労働改革において平等と保護という一見矛盾する政策が採用されることになったのかという、現在の日本におけるジェンダー関係にもつながる根本的な疑問を設定し、それを様々な側面から総合的に解明しようとしている。その際、本論文は、日米双方の1次史料を精力的に収集し、極めて実証度の高い論文に仕上げている。例えば、アメリカ側では占領軍のGHQ文書、占領改革に関わった個人文書など、日本側では国立公文書館所蔵の労働省関係資料や法政大学大原社会問題研究所所蔵の労働組合資料などである。

その上で、この課題を解明するために、労働基準法の制定、労働省婦人少年局の設置、労働組合婦人部の活動という三側面、すなわち、女性労働改革に関わる法律、行政機関、労働運動の3側面に注目し、総合的に改革の性格を検討しようとしている。また、方法論においては、コロンビア大学の著名な女性労働史家であるアリス・ケスラー＝ハリスが提起している女性の労働権に関わる「経済的市民権」概念を導入することによって、女性保護が實際上、女性の就労権を制限する機能を果たしてきた点に着目している。

この女性労働改革に関する従来の研究は、占領下の女性参政権の実現などに象徴される女性の政治的解放についてはかなりの研究があるものの、労働改革については先行研究が少ない状況にあった。それでも1970年代以降の女性史研究の興隆の影響を受けて、幾つかの研究がでてきたが、多くは、ハーヴァード大のスーザン・ファーが提起したGHQの女性スタッフと日本人女性の間に関わる女性解放政策をめぐる一種の「政策同盟」の存在を前提とし、画期的な改革が実施されたと評価してきた。

それに対して、この論文では、女性労働改革に関与した主体はもっと多様であり、「政策同盟」と呼ぶほどの一体性はなかったと主張する。たとえば、GHQ側では女性の中下層のスタッフに限られ、上層の幹部は男性であり、その間にも女性労働改革をめぐる意見の相違があったこと、また、日本側の女性といっても、労働省の官僚と女性運動指導者、一般女性労働者の間にも意見のズレが存在したとして、多様な主体の相互連関に注目するところに本論文の特徴がある。

以上の問題設定に基づいて、本論文はつぎの構成に従って論証を進めている。

まず、序章で上記の問題設定をおこなった上で、第1章では、「日米女性労働保護の歴

史」と題して、占領改革の前提となる日米双方における女性労働保護の伝統が対比的に説明されている。ここでは、1940年代の米国における女性運動自体が女性の役割は家庭にありと考へて、女性保護を主張する傾向と憲法への男女平等条項明記を求める平等志向との競合状態という過渡期にあったことが明らかにされている。また、戦前の日本の場合は、女性労働者が低賃金で劣悪な労働条件におかれつつも、戦前から家制度との関連で女性労働保護の長い伝統があり、生理休暇など日本独特の習慣が定着していたが、戦中には戦時動員のためその保護が有名無実化していたことが指摘されている。

次いで、第2章は「占領下女性労働改革の前提」と題され、米国側の対日占領政策の立案と1946年2月に来日した労働諮問委員会の勧告とそこにおけるヘレン・ミアーズの役割などを分析するとともに、女性労働改革に関わったGHQスタッフの経歴も紹介されている。次いで「労働基準法における女性保護と平等」と題された第3章では、労働基準法の制定過程が詳しく検討され、「同一労働同一賃金」という男女平等条項がソ連からの「外圧」などのあって盛り込まれる一方で、生理休暇条項についてはGHQ側が当初は反対しながら、日本側の強い要求に押されて受け入れていった過程が明らかにされている。このGHQ側の態度は女性しかとれない生理休暇が男女平等原則に矛盾すると考えたからであったが、一般女性保護の性格をもつ女性の深夜業禁止についてはGHQは当初から推進するという矛盾した姿勢をしめしたことが指摘されている。

「労働省婦人少年局の設立」と題した第4章では、それが1920年の米国で女性保護の観点から設置された婦人局の影響で設置されたこと、日本の場合も、女性を少年と同じく「弱い」存在と見なして、その保護のために設置した点ではGHQと日本の官僚の間に一致があったと分析している。次いで第5章は「労働組合婦人部と女性労働者」と題され、1948年1月に出示されたGHQ経済科学局労働課の「スタンダー声明」が従来の日本における通説が主張するような婦人部解体指令ではなく、組合内の男女平等の観点からする婦人部の二重投票権の是正指令であったという評価が示されている。

最後に、終章においては、GHQが女性労働改革において「同一労働同一賃金」という平等原則を推進しながら、女性の深夜労働禁止という女性保護を主張した矛盾について、それが1940年代の米本国の女性労働をめぐる保護論と平等論の競合という過渡的な性格の反映とする見解が示されている。また、占領改革がめざした女性労働保護は戦時下で劣悪な条件になっていた日本の女性労働を「近代化」する意味をもったことや米国側からすると女性の劣悪な労働条件に支えられた日本の軍国主義の基盤を一掃する「非軍事化」政策の狙いも込められていたとして、女性保護の意味を複眼的にとらえている。つまり、この論文では女性労働保護政策に一定の歴史的な意味を認めながら、同時に、女性の職域を狭め、女性の経済的市民権を制限することになった点も厳しく批判している。それは、女性の鉄道運転手が戦争直後期までは存在したのに、労働基準法に女性の深夜業禁止が盛り込まれた結果、以後半世紀間も禁止されることになったという事実がこの矛盾を象徴していると指摘して結びとしている。

以上のように、本論文は、GHQによる日本の占領下で行われた女性労働改革において男女平等の促進と女性保護という一見矛盾した改革が行われたのは何故かという大きな問を立て、それを日米におけるフェミニズム思想の展開を比較しながら考察するというその構想力の大きさにおいて高く評価できる。とくに、占領期を日米の「異なるジェンダー観

が出会い、葛藤した場」と位置づけ、生理休暇のように日本独特な習慣に対して、当初、GHQの担当者は男女平等原則に反するとして廃止を主張しながら、日本側の強い要求を受け入れて、最終的には存続を認めたことが示すように、占領改革は単純な「押しつけ」でなく、日米合作の面もあった点を解明した意義は大きい。さらに、日米双方の豊富な1次史料を丹念に収集したり、関係者への聞き取り調査を行った上で、丹念に史料を読み込み、先行研究の解釈との違いを明確にしていた努力も高く評価できよう。

勿論、本論文にも残された課題はある。例えば、分析の焦点がGHQや日本政府の政策決定過程にあるため、女性労働者の生活や意識の実態分析が部分的にとどまっている点、GHQ内部での政策決定、とくに男性幹部と女性の中下層スタッフとの意見対立の調整過程が、GHQ文書の断片性などのため、実証しきれていない点、GHQが婦人部解体指令を出していたかどうかの論証がGHQの女性労働問題担当者の動向だけから分析され、いわゆる「逆コース」による労働運動の再編というより大きな文脈で検討する課題が残されている点、さらに、GHQの多くの白人スタッフ側がもっていたと推測される人種偏見や「文明化の使命感」といった認識枠組みの問題からの分析が当面除外されている点、などがそれである。

しかし、これらの課題は、占領下の女性労働改革に関わる日米間の政策交渉と決定過程を主要な研究対象とする本論文の性格からすれば、補足的な問題点でもあり、本論文の基本的な価値を低めるものではない。したがって、本審査委員会は博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。